

群馬大学医学部附属病院インフォームドコンセント委員会規程

令和 6.10. 1 制定

改正 令和 7. 4. 2

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、群馬大学医学部附属病院インフォームドコンセント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本院における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) インフォームドコンセントに使用する説明同意文書の審査及び承認に関すること。
- (2) 一つの手術や処置に関して複数のものがある場合の標準化に関すること。
- (3) その他インフォームドコンセントに使用する説明同意文書に関する必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療情報管理部長
- (2) 医療の質・安全管理部から選出された者 1人
- (3) 各診療科から選出された教員 各1人
- (4) 中央診療施設等から選出された者 若干人
- (5) 薬剤部から選出された者 若干人
- (6) 看護部から選出された者 若干人
- (7) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第2号から第7号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数が出席していなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(報 告)

第9条 委員長は、第2条の審議結果を医療業務安全管理委員会に報告する。

(事 務)

第 10 条 委員会の事務は、昭和地区事務部医事課において処理する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 2 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。